

事 務 連 絡
令 和 5 年 1 月 2 7 日
令和5年2月27日一部改正

各 検 疫 所 御 中

医 薬 ・ 生 活 衛 生 局
検 疫 所 業 務 課

外国籍クルーズ船への対応について（一部改正）

令和5年3月より再開予定の外国籍クルーズ船への対応方針については、令和5年1月27日付け事務連絡「外国籍クルーズ船への対応について」によりご対応頂く事と致しておりますが、内容について一部改正いたしましたのでお知らせします。

なお、今後の水際措置の見直しに伴い、本事務連絡の内容についても見直しとなる可能性があることを申し添えます。

記

1. 事前準備

外国籍クルーズ船の航行中に船内で新型コロナウイルス感染症の陽性となった乗船者について、航行中は船内での療養を基本としているが、下船後の医療機関等について、船舶の運航会社や寄港地自治体の協力の下、使用調整を行っておくこと。

なお、寄港地自治体との調整には、保健医療部局を含めること。

2. 検疫対応

本船の着岸までに、検疫前通報の受信、陽性となった乗船者等の情報を含め関連情報の事前収集を行い、臨船（着岸又は錨地）検疫を基本に対応を行うこと。

陽性となった乗船者を確認した場合は船医等から陽性者の状況や濃厚接触者について情報収集を行い、船内での療養が可能な場合は下船させず、船内療養を継続させることも可能であること。

医療機関での治療等が必要と認めた場合は検疫所が確保した医療機関へ

搬送すること。

船内で療養する者及び濃厚接触者を確認し、当該船舶を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めた後、速やかに仮検疫済証を交付すること。仮検疫済証の交付後、速やかに令和5年2月27日付け事務連絡「外国籍国際クルーズ船の運行再開に係る自治体における対応について」の1（2）に基づき、発生届等の対応を行うこと。

3. 二次港以降の対応

一次港での検疫後、仮検疫済証の交付を受けた船舶から、新たに船内で検疫感染症の疑いがある患者の発生について船舶の長から通報を受けた検疫所は、仮検疫済証を交付した一次港の検疫所へ連絡し、検疫法第19条に基づく仮検疫済証の失効について協議のうえ、速やかに通報を受けた港での検疫について検討を行い、必要により上記、2. の対応を行うこと。

一次港以降の国内上陸により感染した事例（国内由来）であっても、検疫官（医師）は速やかに令和5年2月27日付け事務連絡「外国籍国際クルーズ船の運行再開に係る自治体における対応について」の1（2）に基づき、発生届等の対応を行うこと。

以上